

第十四号の四様式

【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 (1)

【発行予定期間】

【発行予定額又は発行残高の上限】 (2)

【縦覧に供する場所】

発行登録書  
関東財務局長  
年 月 日

この発行登録書による発行登録の効力発生  
予定日（ 年 月 日）から 年を  
経過する日（ 年 月 日）まで

名称  
(所在地)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行短期外債】

|                  |        |  |  |  |
|------------------|--------|--|--|--|
| バックアップラインの<br>設定 | 金融機関   |  |  |  |
|                  | 内容     |  |  |  |
| 保証               | 保証者    |  |  |  |
|                  | 保証者の概要 |  |  |  |
|                  | 保証の内容  |  |  |  |
| 準拠法及び管轄裁判所       |        |  |  |  |

第2【売出要項】

1【売出短期外債】

|      |           |                               |
|------|-----------|-------------------------------|
| 支払期日 | 売出短期外債の総額 | 売出しに係る短期外債の所有者の住所及び<br>氏名又は名称 |
|      |           |                               |

第3【その他の記載事項】 (3)

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）  
年 月 日関東財務局長に提出

事業年度 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）  
年 月 日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）  
年 月 日関東財務局長に提出

事業年度 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）  
年 月 日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（ 年 月 日）までに、  
臨時報告書を 年 月 日に関東財務局長に提出

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）  
年 月 日関東財務局長に提出

事業年度 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）  
年 月 日までに関東財務局長に提出予定

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）  
年 月 日関東財務局長に提出

事業年度 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）  
年 月 日までに関東財務局長に提出予定

6 【外国会社臨時報告書】

4 の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録書提出日（ 年  
月 日）までに、外国会社臨時報告書を 年 月 日に関東財務局長に提出

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を 年 月 日に関東財務局  
長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第十四号様式に準じて記載すること。

- (1) 発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類  
短期外債と記載すること。

- (2) 発行予定額又は発行残高の上限

本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期外債の発行価額又は売  
出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択した  
かを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定し  
ているときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された短期外債のうち  
この発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される短期外債の償還期日及  
び償還額を記載すること。

- (3) その他の記載事項

提出者が法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示すこと。